

## 調査票

## 【飼養衛生管理者について】

○令和2年4月3日に、飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底することなどを目的とした、家畜伝染病予防法の一部改正法が公布されました。

○この法律により、令和2年7月1日から、全ての家畜の所有者の皆様に、「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます。

○ついては、飼養衛生管理者を選任し、以下の事項をご報告ください。

市町村名：

管理する農場名：

連絡先氏名：

連絡先：

飼養衛生管理者 ※		
氏名	電話番号	メールアドレス

## ※ 注意事項

・ご報告いただいたメールアドレス等の個人情報については、国（農林水産省）の飼養衛生管理者リストへ登録されます。

・家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用されません。

・このことを確認・了承されたうえで、ご報告をお願いいたします。

・メールアドレスはo(オー)、0(ゼロ)、-(ハイフン)、\_(アンダーライン)の区別が付くように記入してください。

～ ご不明な点などがあれば、中央家畜保健衛生所家畜防疫担当  
(TEL 048-663-3071)までご連絡ください。～

中央家畜保健衛生所 FAX番号：048-666-8731